

令和7年春の叙勲

瑞宝小綬章(防衛功勞)



小原 繁 さん
元 陸上自衛隊第1高射特科団長

旭日小綬章(地方自治功勞)



星野 信吾 さん
元 富士見市長

瑞宝小綬章(防衛功勞)



高橋 和男 さん
元 海上自衛隊第4航空群司令

瑞宝小綬章(防衛功勞)



鮫島 茂広 さん
元 陸上自衛隊通信保全監査隊長

第44回危険業務従事者叙勲

瑞宝単光章(警察功勞)



柳 仁 さん
元 埼玉県警部

瑞宝単光章(警察功勞)



岩井 廣和 さん
元 警視庁警部補

瑞宝双光章(警察功勞)



伊藤 隆義 さん
元 警視正

国または公共に対する長年の功績や特定の分野における業績をたたえられ、市内では次の方々が荣誉に輝かれました。

固秘書広報課 ☎049(256)9187

叙勲受章
おめでとうございます



使用料の検証と今後の方向性についての市民説明会

富士見市健全な財政運営に関する条例や富士見市第7次行財政改革大綱で定められている公共施設(公民館など)の使用料の検証を実施しましたので、検証の結果や今後の方向性について説明します。

※7月3日(休)は手話・要約筆記などあり

※各1時間30分(申込不要)

固公共施設マネジメント課

☎049-257-5637

詳しくは
こちら▶



とき	場所
7月1日(火)午後2時	南畑公民館
7月3日(木)午後2時	鶴瀬西交流センター
7月4日(金)午後7時	みずほ台コミュニティセンター
7月5日(土)午前10時	鶴瀬公民館
7月8日(火)午後2時	水谷公民館
7月9日(水)午後2時	水谷東公民館
7月10日(木)午後7時	ピアザ☆ふじみ

梨の直売が始まります

富士見市産のおいしい梨の販売が8月上旬(天候により収穫期の変更あり)から始まります。丹精込めて育て、食べごろのものを収穫しています。

☎農業振興課 ☎049-257-6987

詳しくはこちら▶



富士見梨生産組合(地方発送は各直売所にお問い合わせください)

直売所	所在地	電話・FAX番号 (市外局番049)	品種
斉藤調悦	東大久保778-3	251-7702 (FAX同じ)	幸水、豊水、彩玉、長十郎
田中農園	上南畑524	251-8984 (FAX同じ)	幸水、豊水
嶋田梨園	上南畑481-1	252-3011 (FAX同じ)	幸水、豊水、彩玉
金子恒雄	上南畑462	251-0456 (FAX同じ)	幸水、豊水、彩玉
清水武次	上南畑431	251-8739 (FAX同じ)	幸水、豊水、彩玉
加藤時雄	上南畑381	251-5770 (FAX同じ)	幸水、豊水
清水農園	上南畑203	251-8978	幸水、豊水
清水梨園	上南畑192-2	251-5625 (FAX同じ)	幸水、豊水
嶋田俊雄	上南畑121-1	252-3890	幸水、豊水
野村梨園	上南畑2604	255-1593	幸水、豊水、彩玉

※直売所により、梨の生育状況や販売開始時間などは異なります。



戸籍にフリガナが記載されます



戸籍の記載事項に、新たに氏名詳しくはこちら▶のフリガナが追加されることになりました。本籍地市区町村からフリガナ通知が送付されますので、通知に記載のフリガナに誤りがある場合は、届出をお願いします。

届出できる方 氏のフリガナの届出 原則、戸籍の筆頭者名のフリガナの届出 本人または法定代理人

届出方法 Web(マイナポータル)・郵送(市民課宛て)・窓口(7月14日(月)~12月26日(金):市役所分館の専用窓口・それ以外の日:市民課)で

届出期間 令和8年5月25日(月)まで

通知に関する問合せ 市のコールセンター ☎049-293-9659
開設期間:7月14日(月)~12月26日(金)(開設期間以外は市民課(☎049-252-7111)へ)

戸籍のフリガナ記載に関する問合せ

法務省フリガナコールセンター ☎0570-05-0310



先着で真空断熱タンブラープレゼント 市税などの口座振替

口座振替推進キャンペーンを実施します。
期間中、対象の方に真空断熱タンブラー(320ml)をプレゼントします(先着140人)。

期間 7月1日(火)~9月30日(火)

対象 収税課でペイジー口座振替により、新規に口座振替手続き(令和7年度が課税の方)をした方

対象税目

- 市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税(普通徴収)
※保険年金課でも受付可

詳しくはこちら▶



☎収税課 ☎049-252-7118

ペイジー口座振替受付サービス

取扱金融機関のキャッシュカード(一部利用できないカードあり)、納税通知書を収税課に持参してください。



国民健康保険に関するお知らせ

国民健康保険税の納税通知書を送付します

7月7日(月)に国民健康保険税の納税通知書を、納税義務者である世帯主に送付します。
 国民健康保険課 ☎049-252-7113



詳しくはこちら▶

令和7年度国民健康保険税の税率改定について

県が示す標準保険税率を目指して、令和7年度の国民健康保険税の税率と課税限度額を右表のとおり改定しました。

改定の内容

		所得割額	均等割額	課税限度額
基礎課税分	改定前	6.95%	28,300円	65万円
	改定後	7.49%	34,300円	
後期高齢者支援金等分	改定前	2.1%	9,000円	22万円
	改定後	2.42%	11,500円	24万円
介護納付金分	改定前	1.6%	12,600円	17万円
	改定後	1.94%	14,900円	



詳しくはこちら▶

子育て世帯へ税額の減免を実施します

申請が必要です

子育て世帯を支援するため、令和6年分の世帯所得500万円以下の世帯を対象に、小学校入学から高校卒業までの年齢の加入者の均等割額を一部減免します。

対象世帯には7月に送付する納税通知書に申請書を同封しますので、記入し提出してください。

世帯の所得に応じた均等割額の軽減

対象 世帯主と国民健康保険加入者の前年の合計所得が右表の軽減判定基準以下の世帯(税法上の被扶養者や所得がない方も含め、世帯主と国民健康保険加入者全員(16歳以上)の所得を申告している必要があります)

軽減判定基準	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等※1の人数-1)	7割
43万円+30.5万円×国民健康保険加入者※2の人数+10万円×(給与所得者等※1の人数-1)	5割
43万円+56万円×国民健康保険加入者※2の人数+10万円×(給与所得者等※1の人数-1)	2割

(※1) 世帯主と国民健康保険加入者のうち、給与収入または公的年金等収入が一定額以上ある方
 (※2) 国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後、継続して同じ世帯に属する方を含む

未就学児の均等割額の軽減(申請不要)

国民健康保険に加入する未就学児の均等割額は5割減額されます。

産前産後期間の軽減

出産予定または出産した国民健康保険加入者は、産前産後期間に相当する国民健康保険税が軽減されます。出産予定日の6か月前から届出ができます。

非自発的失業者の軽減

解雇、倒産などの理由による非自発的失業者(雇用保険の特定受給資格者・特定理由退職者)は、申告により国民健康保険税が軽減される場合があります。

災害などによる損害があった場合の減免

災害による損害など、特定の要件に該当する場合は減免になる場合があります。

申請期限 原則納期限の7日前(必着)

資格確認書または資格情報のお知らせを送付します

富士見市国民健康保険の被保険者証などは7月31日(木)で有効期限を迎えます。マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書、お持ちの方には資格情報のお知らせを7月31日(木)までに加入者一人ずつに送付(特定記録郵便)しますので、内容をご確認ください。

※手渡しによる配達ではありませんので、ご自宅の郵便受けをご確認ください。

国民健康保険課 ☎049-252-7112



詳しくはこちら▶



後期高齢者医療に関するお知らせ

☎保険年金課 ☎049-252-7114

後期高齢者医療費通知の発送回数の変更

令和7年度から後期高齢者医療に係る医療費通知の発送回数が年1回(翌年2月)に変更になり、はがきから封書での送付となります。

また、医療費通知には、令和6年11月~令和7年10月の診療分が記載されるため、令和7年分の医療費控除の資料として医療費通知を添付する場合、令和7年11・12月診療分は医療機関などで発行される領収書をご利用ください。

なお、マイナ保険証をお持ちの方は、マイナポータルから前々月診療分までの医療費通知情報を取得することができます。

資格確認書を送付します

令和8年7月までの暫定措置として、被保険者証に代わる資格確認書がマイナ保険証の有無に関わらず全ての後期高齢者医療制度の加入者に発行されます。7月31日(木)までに送付(特定記録郵便)しますので、内容をご確認ください。
※手渡しによる配達ではありませんので、ご自宅の郵便受けをご確認ください。

詳しくはこちら▼



7月7日(月)に保険料決定通知書を送付します

▶原則、保険料は特別徴収(年金天引き)されます

令和6年度中に保険料の減額または変更により特別徴収が停止された方は、令和7年7~9月分は普通徴収(口座振替または納付書による納付)で納付となります。

※突然の収入減や病気で納付が困難なときはご相談ください。



台風の季節が到来します

災害への備えと連絡方法・防災情報の入手

「マイ・タイムライン」を作成して日ごろから災害に備えましょう

市では、大雨や台風などで水害の危険性が高まった際、警戒レベルに応じてどのような行動をとるかを事前に決めておく、「マイ・タイムライン」の作成・活用を推奨しています。

☎危機管理課 ☎049-256-7962

詳しくはこちら▼



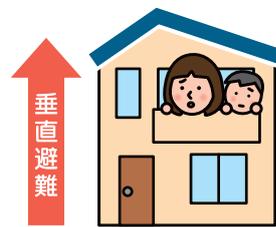
■ 備蓄品・非常用持出品の準備を

大規模災害発生時のライフラインの被害による物資の不足や災害の長期化に備え、自宅の備蓄や避難先に持ち出す物品を準備しておきましょう。



■ 警戒レベルに応じて避難できる場所を確認

避難所の把握だけでなく、親戚や知人の家、自宅から出られなくなった際の垂直避難など、さまざまな状況を想定して確認しておきましょう。



災害時の連絡方法

NTT 災害用伝言ダイヤル(171)

災害時、指定の電話番号に音声(安否情報)を録音することができます。どこからでもその録音を聞くことができます。

NTT 災害用伝言板(web171)

パソコンやスマートフォンなどから、電話番号を入力して伝言(安否情報)の登録、確認ができます。



防災情報の入手方法

大雨や台風などにより河川が増水しやすくなります。県や市の防災メールや防災情報アプリなどを活用して気象情報や災害情報を常に収集してください。

詳しくはこちら▶

